

## 第 13 分科会 職場の安全衛生と環境改善

運営委員 小池康義（全労災）  
三浦宜子（日本医労連）  
鈴木郁雄（全日赤成田）  
助言者 佐々木昭三（いの健センター）

労働安全衛生法第 1 条(目的)には、「職場における労働者の安全と健康の確保」と「快適な職場環境の形成の促進」と定められています。その目的を達成するために労働安全衛生委員会の設置、調査・審議事項、労使の委員、開催などについても定められています。私達の労働条件、職場環境の改善のためには、労働安全衛生委員会を有効に活用することが必要です。

日本医労連が集約した「労働安全衛生に関するアンケート」では、メンタルヘルス不調で休職している職員がいるが 63%、しかしメンタルヘルス対策は 66%の職場で不十分もしくは全く行われていない実態が明らかになりました。

長時間過重労働の改善については、十分な審議がされているは 21%、不十分 66%、審議されたことがない 13%という回答になっています。産業医の委員会参加、職場巡視なども同様に不十分な結果となっています。

この原因は、一体どこにあるのでしょうか？これが医師・看護師の自殺、過労死が社会問題になっている職場における労働安全衛生活動の実態です。

労働運動の基本に立ち戻り、参加者とともに日頃の労働安全衛生活動の悩みや問題、その改善策を一緒に討論できるような分散会にできればと考えています。

### ◇募集する「レポート」

- ☆労働安全衛生委員会の活動報告
- ☆労働衛生の 3 管理(作業環境管理・作業管理・健康管理)の改善
- ☆セクハラ・パワハラ防止とメンタルヘルス対策
- ☆労災・職業病対策
- ☆その他

### ◇分科会運営の概要

レポート報告と討論、助言者の講演等により、職場の労働安全衛生活動の前進のための気づきと参加者の交流の場としたい。

### ◇参加の呼びかけ

職場の労働安全衛生活動における問題と、その改善についてレポートを提出して参加して下さい。また日頃の活動における悩みや問題などを持って参加されても結構です。積極的な討論で解決策を一緒に考えていきましょう。

多くの仲間の参加をお待ちしています。